

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県公安委員会告示第54号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により平成31年4月1日付で少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成31年4月15日

富山県公安委員会委員長 金岡 克己

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
小林 勝之 竹林 悟	入善警察署生活安全課 TEL 0765-72-0110 (代)	入善区域	入善警察署管内
南保 正樹	黒部警察署生活安全課 TEL 0765-54-0110 (代)	黒部区域	黒部警察署管内
村井 達英 窪田 泰助	魚津警察署生活安全課 TEL 0765-24-0110 (代)	魚津区域	魚津警察署管内
石坂 均 宮原 隆博	滑川警察署生活安全課 TEL 076-475-0110 (代)	滑川区域	滑川警察署管内
原 教守 佐伯 泰明	上市警察署生活安全課 TEL 076-472-0110 (代)	上市区域	上市警察署管内
水口 正治 高岡 明夫	富山北警察署生活安全課 TEL 076-438-0110 (代)	富山北区域	富山北警察署管内

稲垣 喜夫 野崎 保 川越 恒豊 家納 博義	富山中央警察署生活安全課 TEL 076-444-0110 (代)	富山中央区域	富山中央警察署 管内
池田 義輝	富山南警察署生活安全課 TEL 076-467-0110 (代)	富山南区域	富山南警察署 管内
野原 孝夫 福澤 彰一	富山西警察署生活安全課 TEL 076-466-0110 (代)	富山西区域	富山西警察署 管内
石黒 善隆 上田 雅裕	射水警察署生活安全課 TEL 0766-83-0110 (代)	射水区域	射水警察署管内
島 信治 山本 充彦	高岡警察署生活安全課 TEL 0766-23-0110 (代)	高岡区域	高岡警察署管内
前田 政宏	氷見警察署生活安全課 TEL 0766-91-0110 (代)	氷見区域	氷見警察署管内
坪田 俊明 三井 和弥	砺波警察署生活安全課 TEL 0763-32-0110 (代)	砺波区域	砺波警察署管内
庵 佳樹 齋藤 昭雄	南砺警察署生活安全課 TEL 0763-52-0110 (代)	南砺区域	南砺警察署管内
西川 安儀 稲原 実	小矢部警察署生活安全課 TEL 0766-67-0110 (代)	小矢部区域	小矢部警察署 管内

~~~~~  
公 告  
~~~~~

平成31年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成31年4月15日

富山県知事 石 井 隆 一

	日 時	場 所	申請期間
第1回	平成31年7月7日(日) 午前10時から	富山市新総曲輪 4番18号 富山県民会館	平成31年6月3日(月)から 同年6月19日(水)まで
第2回	平成31年8月31日(土) 午前10時から		平成31年7月22日(月)から 同年8月7日(水)まで
第3回	平成32年2月14日(金) 午前10時から		平成32年1月10日(金)から 同年1月29日(水)まで

2 受験手続

狩猟免許申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

平成31年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び同条第4項に規定する講習を次のとおり実施するので、公示する。

平成31年4月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 適性試験及び講習の日時等

	日 時	場 所	申請期間
第1回	平成31年8月5日(月) 午前9時から	富山県総合運動 公園陸上競技場 (富山市南中田 368番地)	平成31年6月17日(月)から 同年7月5日(金)まで
第2回	平成31年8月10日(土) 午前9時から		

2 受験手続

狩猟免許更新申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

二級建築士の免許取消処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 処分をした年月日
平成31年4月8日
- 2 処分を受けた建築士の氏名等

氏 名	建築士の別	登録番号
應矢 寛之	二級建築士	富山県知事登録 第8923号

- 3 処分の内容
免許取消
- 4 処分の原因となった事実
虚偽の確認済証を行使して、建築物の着工を施工者に指示した事実は、建築士法第10条第1項第2号に該当する。

富山県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム通信回線整備に係る一般競争入札の実施

富山県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム通信回線整備について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6第1項の規定により公告する。

平成31年4月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

富山県消防防災ヘリコプターテレビ電送システム通信回線整備 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間（回線利用期間）

平成31年9月1日から平成36年8月31日まで（60箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 業務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成31年富山県告示第173号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている者又は同法第16条第1項の規定による届出をしている者であること。

(4) 24時間365日の有人の保守体制を整備し、障害発生時には、速やかに保守を行うことができる者であること。

(5) 仕様書に定める品質保証基準を満たし、他のユーザーと物理的又は論理的に隔絶された回線を整備できる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に示した条件等に適合するものであることを証明する書類等（以下「入札参加申込書等」という。）を4の(3)に掲げる期間に、4の(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

4 入札参加申込書等の提出場所等

- (1) 入札参加申込書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県総合政策局消防課消防係

電話 076-444-9673（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

公告の日から平成31年4月26日までの間（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書等の提出期間

公告の日から平成31年5月10日までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

- (4) 入札参加申込書等の提出方法

直接持参すること。

- (5) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成31年5月16日までに申請者に通知する。

5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成31年5月20日 午後1時30分

- (2) 開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の

した入札

- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 見積額は、60か月分の回線利用料総額（回線整備等の初期費用を含めた仕様書の条件を満たす一切の費用）とし、消費税及び地方消費税を除いた費用は、平成31年9月1日から平成36年8月31日にわたり、均等に月額費用として算定する。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に平成31年9月30日までの月額費用については当該金額の100分の8に相当する額、同年10月1日以降の月額費用については100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の平成31年9月30日までの月額費用については、当該金額の108分の100に相当する金額、同年10月1日以降の月額費用については、110分の100に相当する金額の60か月の合計額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。